

公益財団法人高知県消防協会理事の職務権限に関する規程

平成 27 年 2 月 3 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人高知県消防協会（以下「この法人」という。）の定款第 2 3 条の各項の規定に基づき、この法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適性、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、理事とは、理事、代表理事たる会長、副会長、及び常務理事をいう。

(法令等の順守)

第 3 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第 2 章 理事の職務権限

(理 事)

第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第 5 条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第 6 条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、予め決定した順序によって副会長が会長の業務執行に係る職務を代行する。

(常務理事)

第 7 条 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順位の決定)

第8条 第6条第2号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規程は、平成27年2月3日から施行する。